

# 「連携協約」を活用した取組（鳥取県と日野郡3町）

第32次地方制度調査会  
第29回専門小委員会資料  
を一部加工

- 鳥取県は日野郡3町と、従前から、様々な事業を一体となって推進。
- 平成27年7月に、鳥取県は日野郡3町それぞれと「連携協約」を締結し、双方の役割分担を明確化。これによって、連携による事務処理の安定性を確保。

## ★発達相談支援(母子保健)

○個別相談業務、集団教室、保護者交流会、発達支援関係者等を共同開催。市町村業務についても県が事業運営の調整を行うなど、3町と共同して事業を実施。県は、合同相談会への医師・保健師の派遣等に積極的に関わるなど、専門性確保の観点からの支援も実施。

(参考)連携協約で規定された県の役割(母子保健(発達支援)関係)

- ・ 母子保健分野における発達支援に係る専門人材の確保
- ・ 各町の行う発達支援事業等への参画



## ★道路の除雪・維持管理

- 県が直営で実施していた3町内の県道の道路維持管理・除雪の一部を町に業務委託。これにより、除雪等の対応を県道・町道の分け隔てなく、速やかで効率的に対応可能とした。
- あわせて、除雪作業者の高齢化、減少に対応するため、除雪機械運転手育成支援、若手オペレーター対象の除雪研修会を県が実施し、除雪体制の整備を進めている。



## ★消費者相談・消費者啓発

○県、市町村が同一のNPO法人へ消費者相談業務の一部を委託。全県的にいわば共同実施のような形で業務を実施。日野郡3町間では各役場で年24回の専門相談が行われているが、3町間で開催日を調整することで、自庁舎で相談業務が行えない場合も、3町間で電話転送や相談員が待機している他町の窓口を案内するなど連携して住民への対応を実施。

## ★鳥獣被害対策

○圏域全体で被害対策を行う実施体を組織し、人材の確保育成を実施。さらに、農産物の被害対策を超えた地域の活性化や生活環境を含めた山間集落の総合的な支援対策(捕獲システムの構築等)へと取組みの拡充を進めている。